

第5次野洲市人権施策基本計画（案）

第2回審議会からの修正箇所

1 実施状況

(1) 審議会日時 令和7年11月19日（水）15:15～17:00

2 第2回審議会より修正した箇所

修正箇所	修正前内容	修正後内容	計画頁
1	<p>「1. 計画策定の趣旨」4段落目文 章</p> <p>このように、…絡み合っています。 したがって、法律や行政だけでは解 決できない課題も多く、すべての人 が人権について正しい理解を深め、 互いに尊重し合いながら共生でき る社会をつくることが重要です。そ の実現には、市民一人ひとりの人権 感覚・意識の向上と家庭・学校・地 域社会・事業者・行政が一体となっ た継続的な取組が欠かせません。</p>	<p>このように、…・・・絡み合っています。 そのため、一人ひとりの努力や理解の深化 だけでは解決が困難な課題も多く、社会制 度や慣行の見直しを含め、社会全体のあり 方を変えていくことが重要です。人権が尊 重される社会の実現には、家庭・学校・地 域社会・事業者・行政が一体となり、人権 感覚・意識の向上を図りつつ、制度や仕組 みの改善に取り組むことが必要です。</p>	p. 1
2	<p>「26.自治会長等への啓発の推進」 の担当課</p> <p>地域経済振興課</p>	自治防災課	p. 28
3	<p>「34.児童虐待の未然防止・早期発 見の取組」の担当課</p> <p>家庭児童相談室 学務課</p>	<p>家庭児童相談室 学務課 健康推進課（追加）</p>	p. 31
4	<p>用語解説 「DV防止法」</p> <p>…平成25(2013)年の改正では、 生活の本拠とともに交際する相手に ある相手についても同法が準用 されることとなった。</p>	<p>…令和6(2024)年の改正では、配偶者 に対する「つきまとい」等の一定の行為を 禁止する保護命令の発令要件を拡大し た。</p>	p. 59